

大分県報

平成二十八年
号外（三七）
三月三十一日

（木曜日）

目次

規 則

- 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………一
- 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………一
- 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第六項の規定による旧指定介護予防訪問介護及び旧指定介護予防通所介護の事業に係る基準等に関する規則の一部改正……………二
- 大分県農業倉庫業法施行細則の廃止……………二
- 大分県契約事務規則の一部改正……………二

○規 則

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十九号

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 指定療養通所介護に関する基準（第三十五条―第三十九条）」を「第二節 削除」に改める。

第二十九条第一号イ中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）」に改める。

第七章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第三十五条から第三十九条まで 削除

第四十条第一号イ中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第七十六条の次に次の一条を加える。

（受託居宅サービス事業者が提供するサービス）

第七十六条の二 条例第二百四十七条第四項の規則で定めるサービスは、次に掲げるサービスとする。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護
- 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十号

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の二第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第六項の規定による旧指定介護予防訪問介護及び旧指定介護予防通所介護の事業に係る基準等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十一号

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第六項の規定による旧指

定介護予防訪問介護及び旧指定介護予防通所介護の事業に係る基準等に関する

規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第六項の規定による旧指定介護予防訪問介護及び旧指定介護予防通所介護の事業に係る基準等に関する規則（平成二十七年大分県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表の第九十九条第一項第三号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表の第九十九条第八項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第七項まで」を「第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十條第一項から第七項まで」に改め、同表の第一百一条第四項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項から第三項まで」を加え、第六條第二項の表の第百十四條第七項の項中「第六項」を「第五項」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十二号

大分県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

大分県農業倉庫業法施行細則（昭和二十七年大分県規則第四十号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第六條の規定による廃止前の農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）の規定の適用を受ける同項に規定する旧農業倉庫業者等については、この規則による廃止前の大分県農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十三号

大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

第三十三條の二中「生産」の下に「又は新役務の提供」を加える。

第一号様式中「#2.9パーセント」を「#2.8パーセント」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三十三條の二の改正規定は、公布の日から施行する。